

2020年（令和2年）3月19日

株式会社東急モールズデベロップメント 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0362

金沢市古府2丁目189番

TEL：076-240-1012



（連絡先）敦賀法律事務所

弁護士 安藤 俊文

〒920-0902

金沢市尾張町1丁目5番25号

TEL：076-261-8500

FAX：076-261-7300

（土日祝日を除く：9：00～17：00）

## 申入書

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴社に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れを致します。つきましては、本申入れ等に対する貴社のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますようお願い致します。

なお、本書面並びに本申入れ等に対する貴社からのご回答の有無及びその内容等、本申入れ等に関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

### 第1 申入れの趣旨

- 1 別紙「駐車サービスのご案内」につきまして、有利誤認表示のおそれを生じさせないような修正のご検討をお願い致します。

- 2 別紙「ホームページ」につきまして、有利誤認表示のおそれを生じさせないよう修正を求めます。

## 第2 申入れの理由

### 1 別紙「駐車サービスのご案内」について

貴社が運営されている、「香林坊東急スクエア」におきましては、別紙「駐車サービスのご案内」記載の通り、一定額の買い物をした場合などに、駐車料金が1時間又は2時間無料となるサービス（以下「本件サービス」といいます。）を実施されております。

ここで、別紙「駐車サービスのご案内」の上部を見ると、1店舗で2,000円以上（税別）の買い物をした場合に1時間、2店舗にて2,000円（税別）の買い物をした場合に本件サービスを受けられる旨記載されております。

他方で、別紙「駐車サービスのご案内」の下部を見ますと、「駐車サービスのご案内」の上部よりも高額の買い物をしなければ本件サービスを受けられない店舗や、本件サービスの対象外となっている店舗が列挙されております。

しかし、別紙「駐車サービスのご案内」の上部と、別紙「駐車サービスのご案内」の下部の間に、「対象となる駐車場」が記載されていることから、上部の記載を確認した際に、必ずしも下部の記載にまで目が届かないおそれがあり、「香林坊東急スクエア」内においては、いずれの店舗においても2,000円以上の買い物をすれば本件サービスが受けられると誤認するおそれがあります。

そこで、「対象となる駐車場」の記載を別紙「駐車サービスのご案内」の下部に移動していただくなどといった、有利誤認表示（景品表示法5条2号）のおそれを生じさせないような修正のご検討をお願い致します。

### 2 別紙「ホームページ」(<https://www.korinbo-tokyu-square.com/access/>)について

別紙「ホームページ」につきましては、別紙「駐車サービスのご案内」の下部のような記載はなく、「ご飲食の場合は、3,000円（税別）以上で駐車料金が1時間サービスとなります。」との記載があるのみです。

しかし、実際には、税別3,000円よりも高額な飲食をしなければ本件サービスを受けられない飲食店があるほか、飲食店以外の店舗においても、税別2,000円よりも高額な買い物をしなければならぬ店舗や、そもそも本件サービス対象外となっている店舗があることはご案内の通りです。

そのため、役務の価格について、実際のものよりも取引の相手方に著しく

有利であると一般消費者の誤認される表示にあたります。

そのため、別紙「ホームページ」におきましても、別紙「駐車サービスのご案内」の下部のような、「駐車サービスのご案内」の上部よりも高額のサービスをした場合に本件サービスを受けられる店舗や、本件サービスの対象外となっている店舗を記載されるなどの、有利誤認表示のおそれを生じさせない記載への修正を求めます。

以 上

別紙 ホームページ (<https://www.korinbo-tokyu-square.com/access/>)

2,000円(税別)以上お買い上げのお客様は、駐車料金が1時間サービスとなります。

ご飲食の場合は、3,000円(税別)以上で駐車料金が1時間サービスとなります。

さらに館内2店舗目にて上記の金額分をお買い上げまたはご飲食いただいた場合は、プラス1時間無料サービスとなります。